

議 事 日 程

平成30年 第10回定例会
10月25日(木) 午後3時30分
五所川原市本庁舎3階 議会委員会室

開会

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 前回会議録の承認(第9回定例会)

第4 教育長の報告

第5 議案第23号 五所川原市指定文化財の指定について

閉会

※ 次回定例会開催予定日

平成30年11月20日(火) 午後3時00分
五所川原市公民館 2階 第3会議室

平成 3 0 年

五所川原市教育委員会
第 1 0 回 定 例 会

五所川原市教育委員会

目

次

付議案件

- 1 議案第23号 五所川原市指定文化財の指定について P 1

議案第23号

五所川原市指定文化財の指定について

このことについて、五所川原市文化財保護審議会から答申があったので、次のとおり五所川原市指定文化財として指定する。

平成30年10月25日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市文化財保護条例第2条第1項の規定により五所川原市指定文化財に指定するため、提案するものである。

五所川原市指定文化財の指定について（案）

1 飯詰稲荷神社裸参り（いづめいなりじんじゃはだかまいり）

（1）種 別 民俗文化財

（2）保持団体の名称及び住所

保持団体名 飯詰稲荷神社総代会
住 所 五所川原市飯詰福泉

（3）文化財保護審議会の答申

飯詰稲荷神社裸参りは、約350年前の江戸時代から続く津軽地方では数少ない伝統行事で、毎年多くの見物客が一緒になって裸参りの行列に参列して、飯詰稲荷神社まで練り歩く特色ある行事となっている。伝統芸能がしっかりと地域住民に継承されていることから、市の文化財として指定することが適切である。

2 岩偶（がんぐう）

（1）種 別 有形文化財

（2）所有者の名称及び住所

所 有 者 五所川原市
住 所 五所川原市字布屋町4 1 番地 1

（3）文化財保護審議会の答申

岩偶は土偶と同じようにほとんどが割れて出土することから、玩具、護符、安産、病気・傷害の身代わりとして用いられたとする説のほか、乳房表現があり女性を表現していると思われることから、母性に象徴される子孫繁栄の女神像や守護神とする説がある。本資料は縄文晩期の全体の形状が分かる大変貴重なもので、美術工芸的にも価値が高い。このことから、市の文化財として指定することが適切である。

3 人面形浅鉢（じんめんがたあさばち）

（1）種 別 有形文化財

（2）所有者の名称及び住所

所 有 者 五所川原市
住 所 五所川原市字布屋町4 1 番地 1

（3）文化財保護審議会の答申

本資料は、マツリに使用された祭器との意見もあるが、縄文晩期の亀ヶ岡文化の中でも異彩を放つ美術工芸の粋を集めた一級品である。このことから、市の文化財として指定することが適切である。

答 申

貴職から平成30年4月26日付け五教社発第32号をもって当審議会に諮問のありました文化財の指定について、審議した結果、下記の物件について、指定が妥当であるとの結論を得ましたので、答申します。

1 飯詰稲荷神社裸参り（いづめいなりじんじゃはだかまいり）

(1) 種 別 民俗文化財

(2) 保持団体の名称及び住所

保持団体名 飯詰稲荷神社総代会

住 所 五所川原市飯詰福泉

(3) 文化財保護審議会の答申

飯詰稲荷神社裸参りは、約350年前の江戸時代から続く津軽地方では数少ない伝統行事で、毎年多くの見物客が一緒になって裸参りの行列に参列して、飯詰稲荷神社まで練り歩く特色ある行事となっている。伝統芸能がしっかりと地域住民に継承されていることから、市の文化財として指定することが適切である。

2 岩偶（がんぐう）

(1) 種 別 有形文化財

(2) 保持団体の名称及び住所

所 有 者 五所川原市

住 所 五所川原市字布屋町41番地1

(3) 文化財保護審議会の答申

岩偶は土偶と同じようにほとんどが割れて出土することから、玩具、護符、安産、病気・傷害の身代わりとして用いられたとする説のほか、乳房表現があり女性を表現していると思われることから、母性に象徴される子孫繁栄の女神像や守護神とする説がある。

本資料は縄文晩期の全体の形状が分かる大変貴重なもので、美術工芸的にも価値が高い。

このことから、市の文化財として指定することが適切である。

3 人面形浅鉢（じんめんがたあさばち）

(1) 種 別 有形文化財

(2) 保持団体の名称及び住所

所 有 者 五所川原市

住 所 五所川原市字布屋町41番地1

(3) 文化財保護審議会の答申

本資料は、マツリに使用された祭器との意見もあるが、縄文晩期の亀ヶ岡文化の中でも異彩を放つ美術工芸の粋を集めた一級品である。このことから、市の文化財として指定することが適切である。

平成30年10月23日

五所川原市教育委員会

教育長 長尾孝紀 様

五所川原市文化財保護審議会

会長 半澤紀

1) 指定候補文化財

①飯詰稲荷神社裸参り (いづめいなりじんじゃはだかまいり)

1. 種別 民俗文化財

2. 名称及び員数 飯詰稲荷神社裸参り

裸衆の男性が17名前後、半纏に鼻白化粧した女性6名前後、奉納物(三俵・注連縄・じゃばら等)、五色の旗(のぼり)を担ぐ男女8名前後、笛・太鼓・鉦の拍子方8名前後で構成される。その他、準備作業として奉納物の作成に延べ130人程度が参加する(各年により若干の変動あり)。

3. 所在の場所 宿(出発点)のある飯詰字石田地区から飯詰稲荷神社のある飯詰字狐野地区まで約600mの運行ルート(資料4)。

4. 由緒及び沿革

約350年前の江戸時代から引き継がれてきたとされる「裸参り」行事は当初、飯詰の新田開発に取り組んだ稲荷神社の氏子達によって、村の発展を願い、酒や魚、五穀などの供物を稲荷神社に奉納したことに始まる[飯詰小学校歴史クラブ編 1984]。

年の暮れ、12月31日※(注1)の午後1時、まわしに白足袋、裸に鉢巻姿の若者達が宿※(注2)に勢揃いし、用意された水樽に入って身を浄めたのち、裸参りの行列が出発する。行列は先頭が、揃いの半纏に鼻白化粧の女性達、続いて大きな注連縄、三俵、じゃばら、鏡餅等を担ぐ裸に鉢巻姿の若者達、最後に五色の幟(のぼり)を運ぶ若者達が続き、囃し方が最後尾となる。

その行列は、笛や太鼓の登山囃しの拍子に合わせて「サイギ、サイギ、ドッコンサイギ、稲荷サマサ、ハチダイ、コンゴウドウサイ」と唱えながら稲荷神社に参詣する。宿から稲荷神社までの沿道には、裸に鉢巻姿の若者達へ、景気づけの水を浴びせようと、住民が各門口に水を準備し、目の前を通り過ぎる際に水をかけるなど無病息災と五穀豊穡を祈願する伝統行事となっている。

飯詰稲荷神社は宇賀魂神(うかのみたまのかみ)※(注3)を祭神として、宝暦12年(1762)に勧請したとされているが、貞享元年(1684)の『天和の絵図』に「稲荷宮地」と記されていることから、勧請年はもっと遡るとみられる。また、稲荷神社が所在する一帯(通称「南館」)は、「飯詰村の内漆地子新田」と称して、明暦元年(1655)取立と藩へ報告しているから、その頃の勧請と考えられる。

『飯詰稲荷宮由来』によれば、「高楯城南丸の西の方に祀られる正一位稲荷大明神は、高楯城の城神であり、正平6年(1351)藤原藤房公が伊勢神宮の外宮豊受大明神宮司藤原総宮大夫山城守より守尊符に持参した御神体である」と伝えられている[飯詰村史 1951]。

本 殿：大正12年6月10日、昭和26年6月改築

幣殿・拝殿：大正12年6月10日、昭和26年6月改築

昭和61年12月10日新築

※注1 昭和40年代前半頃までは旧暦で実施していたが、これ以降、現在に至るまで新暦で行われており、催行日が12月31日に定着した。

※注2 宿（行列の出発点）は近年記憶しているだけでも3回ほど変更になっており、定まったものではないことが分かる。現在の宿は飯詰石田56-2の鳴海初男氏宅である。

※注3 ウカノミタマは、日本神話に登場する神。『古事記』では宇迦之御魂神（うかのみたまのかみ）、『日本書紀』では倉稲魂命（うかのみたまのみこと）と表記する。名前の「ウカ」は穀物・食物の意味で、穀物の神である。両書とも性別が明確にわかるような記述はないが、古くから女神とされてきた。

5. 現況

毎年、各新聞紙上は勿論のことNHK及び民間各放送局のテレビ・ラジオ番組で報道され、全国的にも知られる伝統行事の一つとなっている。また、ITの普及とともに全国的にも脚光を浴び、毎年12月中旬以降、さまざまな照会が殺到している状況である。まわしに白足袋、裸に鉢巻姿の参加者は地区の氏子のみならず、平成に入ると全国各地から1～2人の参加があり、現在では全国各地からの有志を先着6名ほどに制限している状況である。

6. 指定に値する理由

飯詰稲荷神社裸参りは、約350年前の江戸時代から続く津軽地方では数少ない伝統行事で、近年では全国的にも知られるようになった。毎年多くの見物客が集まり、一緒に裸参りの行列に参列して、飯詰稲荷神社まで練り歩く特色ある行事となっている。このことから、市指定に値するものである。

7. その他参考となるべき事項

- ・裸参り写真資料（平成29年12月13日／31日撮影）（資料1）
- ・飯詰稲荷神社総代会会則（資料2）
- ・五所川原市伝統文化功労賞（平成11年3月26日受賞）（資料3）
- ・飯詰裸参り運行ルート（資料4）

参考文献

飯詰小学校歴史クラブ編 1984『津軽飯詰の伝説と史話』

飯詰村役場編 1951『飯詰村史』

(資料1) 裸参り写真



(事前準備) ①こも編み作業・俵づくり



②三俵の完成



③注連縄づくり



④じゃばらの完成



(裸参り当日) ⑤水樽に注連縄



⑥奉納品



⑦宮司による祝詞奏上



⑧若者達の入場



⑨水樽に入って身を清める若者達



⑩行列先頭 半纏の女性達



⑪行列中位 奉納額を担ぐ若者



⑫行列中位 三俵を担ぐ若者達



⑬行列中位 注連縄を担ぐ若者達



⑭行列中位 鏡餅を担ぐ若者達



⑮行列末尾 笛・太鼓・鉦の囃子方



⑯稲荷神社鳥居前に到着



⑰稲荷神社 本殿参拝後に若者達が草鞋を鳥居に括りつける



⑱稲荷神社鳥居前にて、みかん撒き



⑲解散後の様子



⑳鳥居に注連縄・三俵を括りつけて終了

(資料 2)

飯詰稲荷神社総代会会則

(組織及び名称)

第1条 この会は飯詰稲荷神社総代をもって組織し、飯詰稲荷神社総代会と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所を「五所川原市大字飯詰字福泉」に置く。

(目的)

第3条 この会は総代の責務を遂行するため、飯詰稲荷神社の維持運営について奉仕し、その興隆と御人徳を称え、その加護のもと永世護持に尽力することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は前条の目的を達成するため次のことを行う。

1. 御神殿等神域の諸施設の維持管理及び自然崇拜される氏神（産土神）の環境整備の醸成に努める。
2. 年々の祭礼を絶やすことなく、飯詰稲荷神社の執行する祭典に助力し、祭典に出席する。
3. 年末（12月31日）恒例の「裸参り」伝統行事の継承と啓発に努める。
4. 氏子及び崇拝者に飯詰稲荷神社の神札を頒布する。
5. その他、御人徳の宣揚に関すること。

(会議)

第5条 この会の会議は次のとおりとする。議長は会長があたる。

1. 総代会：年3回の祭礼の際、適宜必要と認めた都度、会務全般及び前年度決算・当該年度予算について協議決定する。
2. 役員会：必要の都度、会長がこれを招集する。

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
理事	若干名
監事	2名

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。また会計及び諸記録も担当する。
3. 理事は会長の指示により会務を行う。
4. 監事は会計事務呼び会の運営に関する事項を監査する。

(役員を選出)

第8条 役員を選出方法は次のとおりとする。

1. 会長・副会長・監事は総代会において互選するものとする。
2. 理事は会長が指名し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

役員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残存期間とする。

(経費)

第10条 この会の経費は飯詰稲荷神社経費をもってこれに充てる。

1. 会費：年3回の祭礼時年額6,000円（1人当たり2,000円×3）
2. 宵宮祭寄付金（地区氏子等）
3. 年末「裸参り」寄付金（地区氏子等）
4. 賽銭
5. その他

(会計年度)

第11条 この会の会計年度は毎年1月1日から始まり12月31日までとする。

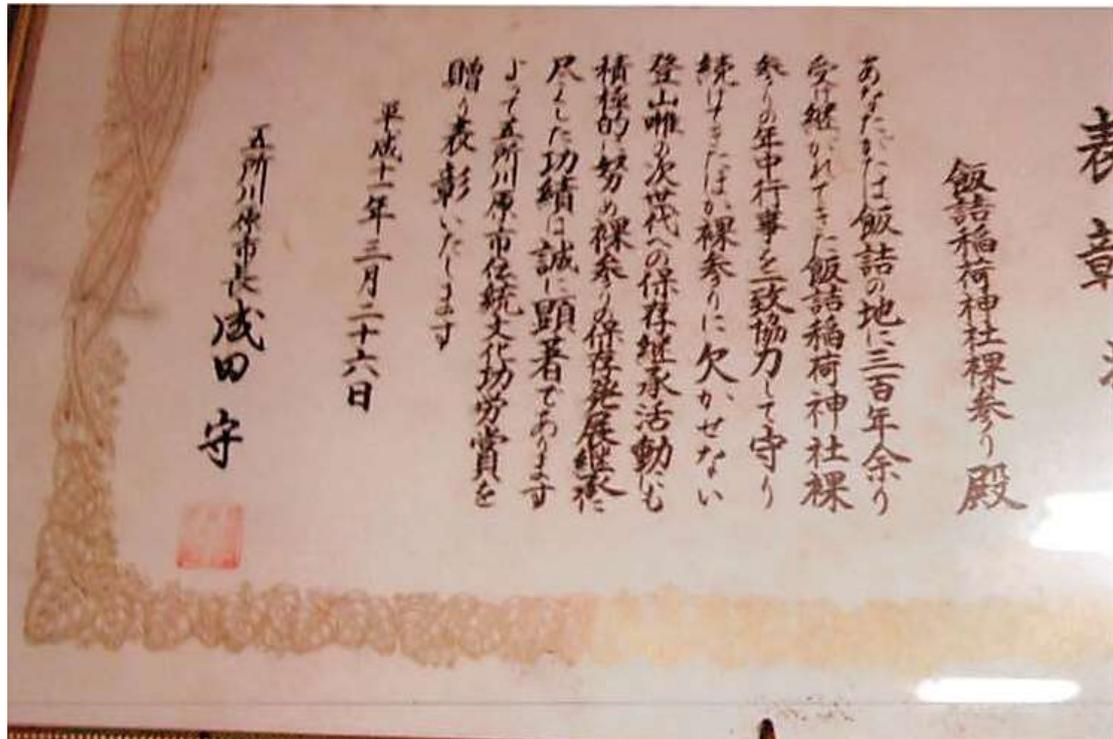
(付記)

第12条 この会則を変更する場合は、総代会において出席会員の過半数の同意を必要とする。

附 則

この会則は、平成24年12月2日から施行する。

(資料3) 五所川原市伝統文化功労賞 (平成11年3月26日受賞)



(資料4) 飯詰裸参り運行ルート



②岩偶（がんぐう）

1. 種別 有形文化財
2. 名称及び員数 岩偶 1点
3. 所在地の場所 五所川原市

4. 由緒及び沿革

岩偶は昭和62年の観音林遺跡第6次調査で出土した[五所川原市教委 1988]。観音林遺跡は五所川原市東部、松野木川右岸の標高30mの河岸段丘上に位置する縄文時代前期～晩期、平安時代の複合遺跡で、中心時期は縄文晩期中葉～後葉である。昭和49年（1974）、昭和58～平成3年（1983～91）の計10次に及ぶ発掘調査が行われている。

岩偶は遺跡南側緩斜面に形成された厚さ3mに及ぶ縄文晩期中葉～後葉の捨て場（遺物包含層）から出土した（A地区・K1グリッドII層）。岩偶の文様や共伴する土器から、岩偶の時期・年代は縄文晩期中葉～後葉である。

5. 構造、品質、形式及び大きさ

大きさは、長さ11.8cm、幅は最長の肩幅部分で7.2cm、厚さは最厚の乳房部分で2.6cmを測る。重さは81.9gである。石質は軟質凝灰岩である。右肩の裏側一部が剥落しているだけで、ほぼ完全な形である。丸い頭部に目と口が表現されている。目は楕円形で中に沈線が引かれる。口は小さく三角形である。頭部裏側に渦巻文が、体部の表・裏面に渦巻文と入組文が隙間なく描かれている。

体部に入組状の曲線文が施され、全体にベンガラ（赤色顔料）が塗られている。

6. 現況

立佞武多の館美術展示ギャラリー収蔵庫に収蔵・保管されている。

7. 指定に値する理由

岩偶は旧石器時代からすでに存在する人形の石製品で、土偶に比べて圧倒的に数が少ないが、縄文時代前期と晩期に比較的多く認められる。縄文晩期のものは東北地方の遮光器土偶とよく似ており、美術工芸的にも価値が高い。また、土偶と同じようにほとんどが割れて出土することから、玩具、護符、安産、病気・傷害の身代わりとして用いられたとする説や乳房表現があり女性と思われることから、母性に象徴される子孫繁栄の女神像や守護神とする説がある。

本資料は縄文晩期の完形品であり、全体の形状が分かる大変貴重なものであることから、市指定に値するものである。

8. その他参考となるべき事項

参考文献

青森県 2013「観音林遺跡」『青森県史 資料編 考古2 縄文後期・晩期』
 五所川原市教育委員会 1988『観音林遺跡（第六次発掘調査報告書）』五所川原市埋
 蔵文化財発掘調査報告書第11集
 藤沼邦彦ほか 2004「V 青森県五所川原市観音林遺跡」『亀ヶ岡文化遺物実測図
 集』弘前大学人文学部日本考古学研究室



①岩偶（前面）



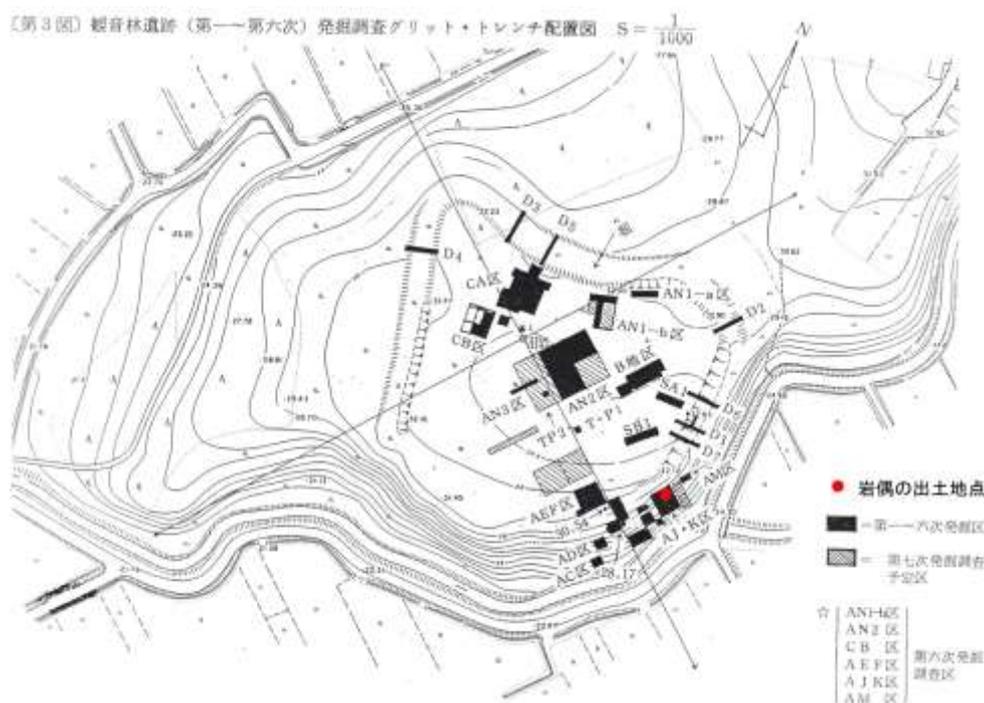
②岩偶（裏面）



③実測図



④観音林遺跡の上空写真



⑤岩偶の出土位置

③人面形浅鉢（じんめんがたあさばち）

1. 種別 有形文化財

2. 名称及び員数 人面形浅鉢 1点

3. 所在地の場所 五所川原市

4. 由緒及び沿革

人面形浅鉢は平成25年度の五月女菴遺跡発掘調査で出土した。五月女菴遺跡は十三湖北岸に位置する縄文後期後葉から晩期後葉（十腰内V式土器～大洞A式土器）の時期で、環状土坑墓を中心とする祭祀遺跡である。人面形浅鉢は遺跡東側の緩斜面に形成された厚さ2mに及ぶ縄文晩期中葉（大洞C2式土器）の捨て場（遺物包含層）から出土した〔五所川原市教委 2017〕。

5. 構造、品質、形式及び大きさ

大きさは幅12cm、高さ7cmである。額の右上半部は欠損しているが、「遮光器」と呼ばれる大きな楕円形の目もち、鼻が立体的で、口端に刺青と思われる刻み目がある。形態は浅鉢形土器そのものであり、土器の底面に顔が表現されているため、自立することができない。また、全体にベンガラ（赤色顔料）が塗られている。

6. 現況

立佞武多の館美術展示ギャラリー収蔵庫に収蔵・保管されている。

7. 指定に値する理由

マツリに使用された祭器との意見もあるが、縄文晩期の亀ヶ岡文化の中でも異彩を放つ美術工芸の粋を集めた一級品であり、市指定に値するものである。

8. その他参考となるべき事項

参考文献

五所川原市教育委員会 2014 『よみがえる縄文の美—五月女菴遺跡の世界—』
特別企画展図録

五所川原市教育委員会 2017 『五月女菴遺跡（第1～3分冊）』
五所川原市埋蔵文化財調査報告書第34集



①人面形浅鉢・正面



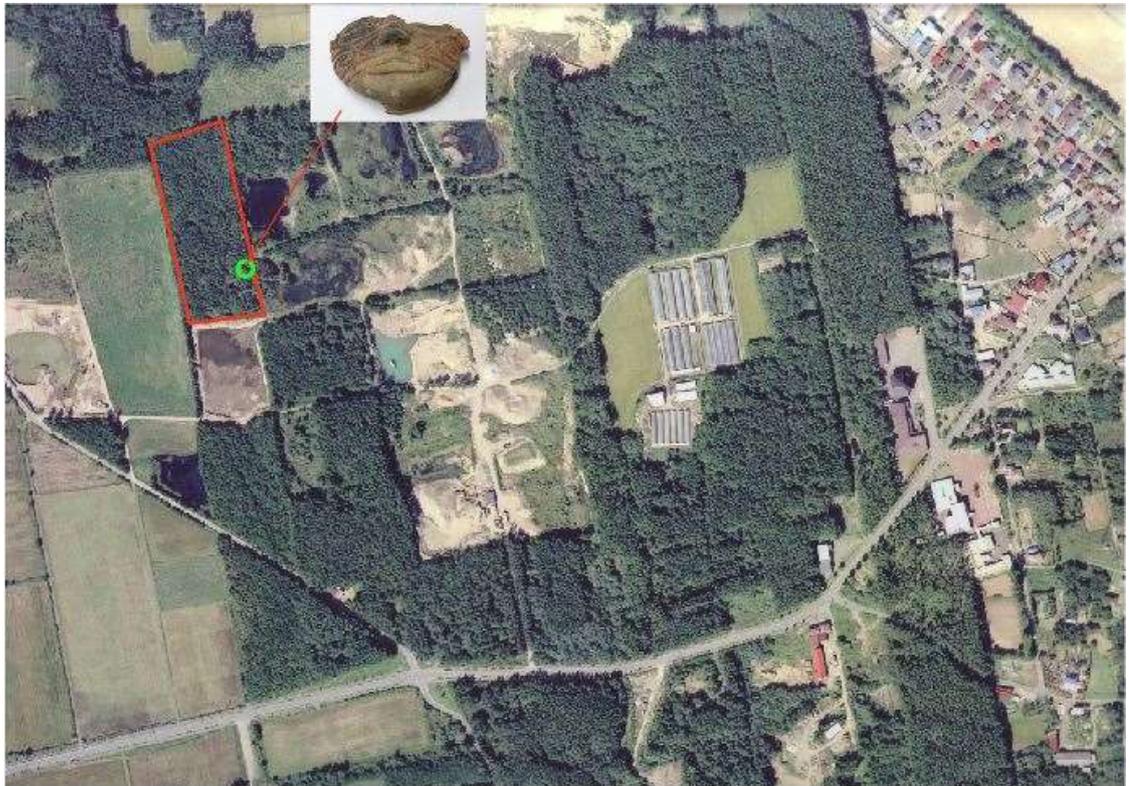
②同・側面



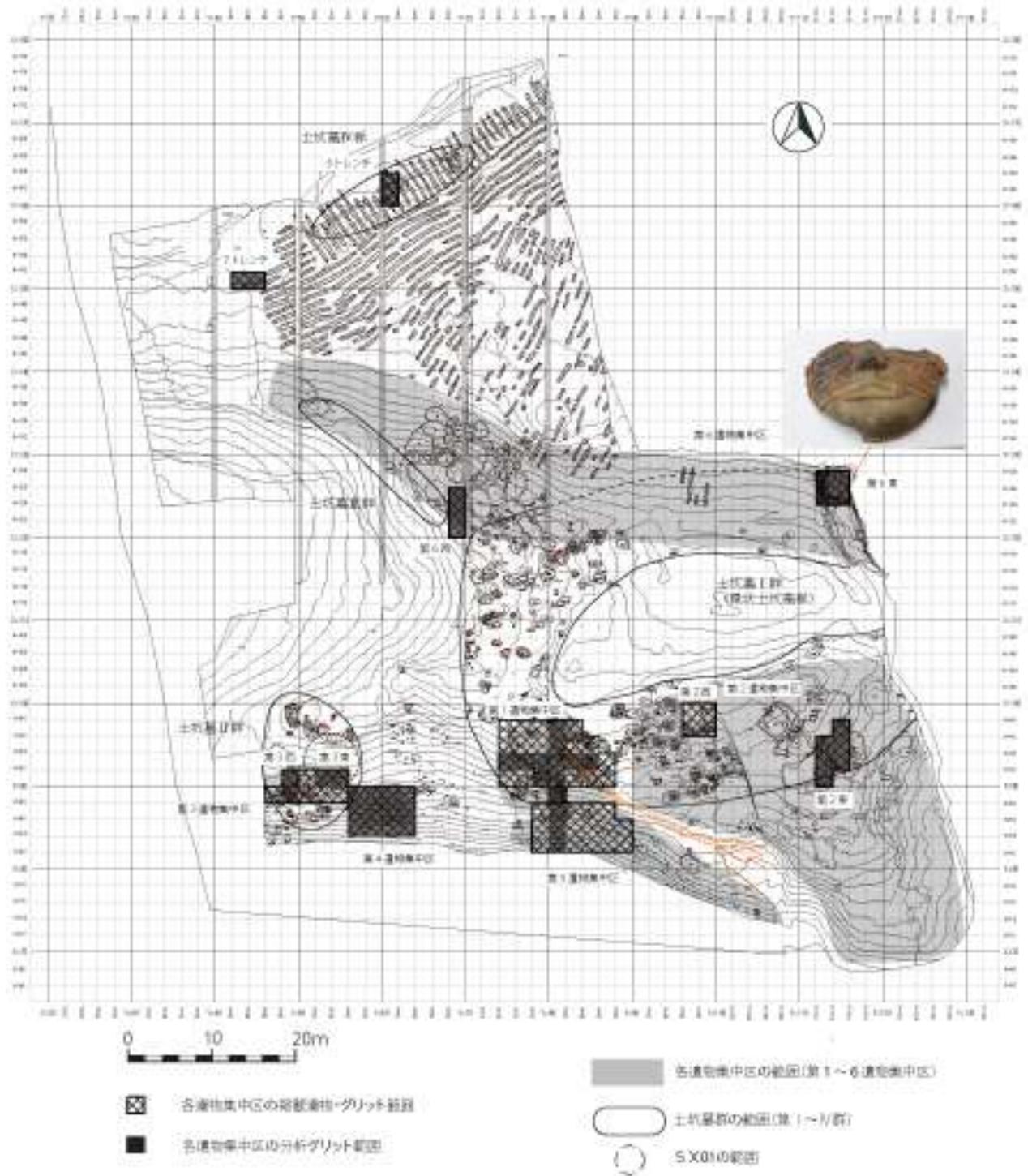
③同・上面



④同・裏面



⑤ 五月女薮遺跡と人面形浅鉢の出土位置



⑥ 五月女竈遺跡 人面形浅鉢の出土位置

⑦ 人面形浅鉢の出土状況(第6東遺物集中区)



⑧ 人面形浅鉢が出土した第6東遺物集中区





国重要文化財の土製仮面（亀ヶ岡遺跡出土・東京国立博物館蔵）



人面形浅鉢・正面



人面形浅鉢・復元図